

令和 8 年度第 1 回（第 7 3 回） 外務省契約監視委員会
議 事 概 要

開催日及び場所	令和 8 年 4 月 2 3 日（木） 於：外務省南 3 9 6 号会議室		
委 員	委 員 長	中谷 和弘	
	委 員	三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子、増井 良啓	
抽出案件			（備考） 審査対象： 令和 7 年度第 3 四半期 リモート開催
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）		0/8 件	
一般競争方式（上記以外）		5/46 件	
指名競争方式		0/1 件	
企画競争に基づく随意契約方式		1/13 件	
公募に基づく随意契約方式		0/0 件	
その他の随意契約方式		4/47 件	
合 計		115 件	
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	意 見 ・ 質 問		回 答
	別紙のとおり。		別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		
その他	会計課調達官から「令和 8 年度外務省調達改善計画」策定について説明するとともに、「令和 7 年度外務省調達改善計画自己評価」についての言及を行い、各委員より了承を得られた。		

委員	外務省
1 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし） 2 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし） 3 再度入札における一位不動状況 （特段の意見なし） 4 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし） 5 抽出案件の審議 ②－４２：「応接セット」の購入 ○ 本件は参考銘柄として、全て特定の銘柄を指定しているが、選定自体は以前と同じ基準で選んでいるのか。 ○ 本件は一般競争入札の結果、一者応札となっているが理由如何。 ○ 仕様自体はISO等の基準があるかと思料するが、仕様が合えば他のブランドの製品を出してもいいのか。その場合、実際にその価格内であれば、他者製品または別品番でも良いということか。また、今回調達されたのは参考銘柄と同様の製品であったか。	● 本件は一般競争入札前の参考見積を取得する過程において、今回の参考銘柄以外の銘柄についても検討し、参考見積事業者に現物を視察いただいた。主管課が有する納入事業者等の情報に基づき、部屋に収まるかどうか、外国の大使が座るのに十分な大きさがあるかといった観点から、一者の銘柄を参考銘柄として選定した経緯がある。 ● 参考見積の提出は三者であったが、各事業者に対し調査を行ったところ、一者は入札書類を整える時間がなく、年度末までの納入期限に間に合わない、またもう一者は参考銘柄のメーカーとは契約関係にないため、入札価格も高くなることが見込まれる等、複数の事情があり、一般競争入札に参加しなかったと説明を受けた。 ● 然り。その点は排除していなかったと認識している。また、結果として参考銘柄以外の銘柄を以って入札した事業者はいなかった。

委員	外務省
○ 本契約案件の数量は極端に多いわけではないが、製造メーカーに直接発注するより、納入事業者を介して購入する方が、輸送費及び撤去費を含め安価となるのか。 ○ 本件の製造メーカー以外にもメーカーはあるが、他のメーカーにも見積依頼は行ったのか。 ○ 本契約事業者は、外務省との契約が多いが、同一の事業者との一者応札が多いのであれば改善が必要と考える。例えば公告期間を見直すことや、発注の時期をもう少し前倒しにする等色々と工夫した上で、結果一者応札になってしまったのであれば仕方ないが、本契約案件は毎年調達があるものではないと思料するので、外務省全体として備品や応接セット、什器の発注に関し、応札者が増えるような努力が見えると良いと考える。 ○ 外務省全体で什器や備品の更新というのは定期的に行われているかと思料するが、そのスケジュール管理は誰がしているのか。それとも各部署で予算要求を行っているのか。	● 然り。本件の製造メーカーに直接見積を依頼した経緯があるが、メーカー側からは外務省に直接販売をしないため、納入事業者を通しての購入となる趣旨の説明を受けており、本入札に関し製造メーカーは、入札不参加を意図表明した。 ● 参考見積を提出した他の取扱販売業者に、他社の製造メーカーの参考銘柄が出せるか等を含め実地調査を行った結果、サイズ感・質感等が大使等の接遇に合わない判断し、本件の製造メーカーを参考銘柄とした。 ● 承知した。 ● 外務省ではオフィス改革というのを五年間に分けて行っており、その五年計画の中で什器の交換を行っている。執務室の場合には、交換作業期間は別の場所に期間限定の移転をして作業を行っている。他方、幹部の部屋についてはオフィス改革の対象にしておらず、老朽化したら年数に応じて随時対応している。
②-5：「ウクライナ地雷対策会議の開催に係る会議運営」業務委嘱 ○ 本件は予定価格と落札価格にかなり差が開いていた案件と思料するが、予定価格を取得する際、複数者に聞かれているにも関わらず金額の水準が下がり、低入札価格調査の対象になったと思料するが、その理由如何。 ○ 参考見積を取得した事業者と、実際に落札した事業者は違うと思料するが、今回落札した事業者が予定価格の半額以下で応札できたのは、単に安くできる事業者があったということか。	● 本件は元々三者に参考見積を依頼していた。仮にA者、B者、C者とすると、B者の見積がA者の倍以上あったため予定価格には含めず、二者の見積平均を予定価格として決めていた。仰るとおり、本件は低入札価格調査の対象になっており、開札後当該事業者に入札金額の契約、履行内容等を聴取の上、調査を行ったが、要求仕様に対する欠落は見られず、契約を履行する上で問題ないと判断し、採用となった。 ● 然り。

委員	外務省
○ ウクライナ側との調整に時間がかかり公告期間が短かったとのことだが、公告期間が短縮されるような特別な事情があったのか。現地で通信インフラなどが攻撃されて、連絡が取れなかったなどの事情があるのか。 ○ 会議の開催条件や人数にも影響するようなことが直前に決まったということか。 ○ 変更契約書について説明いただきたい。 ○ 当初の契約額よりも金額が増加しているが理由如何。 ○ 今回は本件契約事業者が圧倒的に安価であったので、積み増しをしても結果論としては問題なしと思料するが、直前まで会議内容が未定であったため、やむを得ず変更が生じたという理解でよいか。 ○ 変更契約の事情は理解したが、契約変更理由が記載された書類はあるはずなので、今後は提出いただきたい。	● ウクライナ側にも事情があると思うが、調整中との回答でなかなか決まらず、直前に決まった。 ● 然り。出席者を含めなかなか決まらず、実施日が近づくにつれて専門家会合やサイドイベントをおこなう案が具体的に出てきた。 ● 直前に決まった専門家会合開催やサイドイベントを拡充することとなり、その必要設備などを含めた契約に変更した。 ● 会議の開催時刻を早めたため前日からの準備が必要となったことや、先に述べたサイドイベントで機材や技術者支援が必要になるなどして金額が増加した。 ● 然り。 ● 承知した。
②ー７：「拡散に対する安全保障構想(PSI)日本主催訓練『Pacific Shield 25』の開催に係る洋上訓練及び港湾訓練の実施」業務委嘱 ○ 参考見積は五者に依頼したものの提出は一者、入札でも一者応札となった理由如何。 ○ 船のスペックはどのようにして決めたか。 ○ そういう船は、海上自衛隊から借りることはできないのか。	● 残りの四者はいずれも契約に含まれる船の借用について対応が難しいとの由であった。具体的には、五者に見積りを依頼し、うち三者からは断られ、契約に至った事業者とは別の事業者が見積りに応じたが、船のスペックが足りていなかったため、結果的に仕様を満たせる事業者が一者しかいなかった。 ● 今回は外洋での乗船を含む訓練ということで、東京湾を出港し更に南の外洋に出ることができ、日本及び他国の要員が乗船して訓練をする十分なスペースがあることなどを満たす船となる。したがって一定程度大型の船が必要となり、履行可能な事業者は一者であった。 ● 海上保安庁や自衛隊が持っている自衛艦というよりは、危険物を運んでいるような船に海上保安庁などが乗り込んで検査をするという訓練を想定しているので、一般の貨物船であることが訓練のリアリティを出すために必要な条件と考える。海上自衛隊にも訓練するための船は出しているが、今回の訓練の効果を上げるためには、検査対象となる貨物船が必要であった。

委員	外務省
○ 海運各社が持っているもしくは手配できる船が、今回のスペックを満たしていなかったということか。 ○ PSI（拡散に対する安全保障構想）というのはどのぐらいの頻度で行っているのか。 ○ 日本の担当になる年がある程度予測はできるのであれば、今後は開催のタイミングなどの工夫が必要と思料。	● 船を持っている事業者はあると思料するが、実施を予定していた日時に都合がつくのは一人のみであった。 ● PSIという構想は訓練と会議室での議論がセットになっており、訓練は主要6か国での持ち回りになっている。2003年に開始されて以来、日本は2004年、2007年、2018年に海上訓練を主催している。 ● 承知した。
②－１６：「南アジア地域におけるテロ対策・法の支配ワークショップ」に係る業務委嘱 ○ 一般競争入札のため、応札三者のうち最も低価格の事業者と契約していると思料するが、参加者に対するセキュリティ対策はどうなっているのか。 ○ 計画した会議の内容が変更され、金額が上がることもあると思料するが、たとえば飛行機の遅延により主催者の待機時間が増えた場合は手当てされるのか。 ○ 外務省は類似のワークショップを開催しているが、過去のワークショップなどと比較し相場感の確認はしているか。今回参考にしたワークショップはあるか。 ○ 委嘱先に求められる要件として、過去３年において外国人賓客の接遇実績が豊富であること及び過去３年において人数は３０人以上となる会議の接遇業務を最低年１回実施していることがあり、これらを記した書類の提出を求めているが、この内容はどこまで確認するのか。	● 求められるセキュリティレベルは対象国と調整している。参加者は法施行機関に所属している職員で、通常水準以上のセキュリティは必要ないことを確認済み。 ● そういう事態が生じた場合は、ケースバイケースで、契約金額の変更もあり得ると思料。実績としてはそういう事態は起きていない。 ● 入札書類を作成するにあたり、過去の実績を参照し、相場から乖離していないという確認をしている。過去に南アジア、中央アジア、東南アジアで類似のワークショップを開催している。 ● 基本的には書面審査で、事業者から過去の実績報告書や概要資料を求めて、実際の実績はインターネットなどで確認している。
②－１５：「在外公館美術品の有効活用のための調査及び作品紹介データ等作成」業務委嘱 ○ 昨年も本件と同案件を審議し、その際も本契約事業者であったと思料。今回の契約との違いについてご説明いただきたい。	● 昨年度とは対象公館が異なり、今回は、在カナダ日本国大使館、在トロント日本国総領事館、在バンクーバー日本国総領事館、在モントリオール日本国総領事館を事前に指定し、各館で現地調査を行った上で、美術品の状態、作品の解説等の報告を受けている。

委員	外務省
○ 予定価格の見積書では、データ（解説書）作成料と報告書作成費に事業者間で価格差があり、本契約事業者の方が高額だが、保管温度や明るさなどの形式的なところだけではなく、より深い解説を必要とする仕様なのか。 ○ 一般競争入札であるため安価な事業者が受注することもあると思うが、外務省が求める必要な条件を満たす仕様なのか。 ○ 外務省以外との実績であれば、報告書まで確認しているのか。また、例年複数の在外公館で実施していると思うが、本契約事業者以外の事業者との実績はあるのか。 ○ 美術品は全ての在外公館にあるのか。 ○ 作品詳細リストは全ての公館に備わっているのか。 ○ 一般論として、教育機関でもそうであるが、美術品の管理はテーマになっていて、受贈の管理をどうするのかというものもある。作品詳細リストは全て網羅されているのか、正確性はどうか、少し疑問を持った。そのため先程の質問をした。 ○ 基本的に在外公館にある美術品というのは、日本人が製作した絵画や彫刻などが大半との理解でよろしいか。例えば地域によっては現地の事業者に委託できれば、航空運賃を含め安価にできるかもしれないが、如何か。	● 然り。作品解説書では作者の経歴や作品の背景、それを意味するものなど踏まえて作成を依頼している。現場においては然るべき方への説明資料になるので、その観点からもしっかりしたものを作成いただくことを目標に進めている。 ● 然り。入札の段階で類似案件の契約実績を求めており、当該事業者が履行できるか確認している。 ● 現状、報告書の確認までは行っていない。また、過去には別の事業者と契約をしていた実績はある。 ● 新設公館であれば必ずしも当てはまらないが、基本的にはすべての公館にある。美術品を展示し、日本の美術品の良さをアピールすることを含めて在外公館の仕事であると考えている。 ● 本件事業で対象となっている公館では作品詳細リストがあるが、必ずしも全ての公館に同様のリストがあるわけではない。 ● 基本的には日本人が製作した作品が大半である。現地事業者に委託できる可能性は排除されないが、本省で契約している背景もあり、これまで検討はしていない。
④ー２：「外務省『たびレジ』公式インスタグラムアカウント運用」業務委嘱 ○ 「たびレジ」を国民に周知するのは非常に重要であると思料するが、インスタグラム以外で「たびレジ」広報する方法はどのようなものがあるか。	● 外務省海外安全ホームページがある。あるいはLINEやYouTube、在外公館では領事メールという安全情報の発信もおこなっている。最近では大臣がショート動画に出演し、自ら発信することもあり、SNS等あらゆるツールを使用しながら広報に尽力している。

委員	外務省
○ 邦人の安全に直接関わることなので、きちんとした情報を正確に伝えることは重要であり、事業の作業内容を理解した上で作成できるかという所が評価ポイントになると思料するが、審査のポイント如何。 ○ 本契約事業者は、自身で『たびレジ』に関するInstagramの投稿をするのか。それとも、外務省が投稿するコンテンツを作成するのか。 ○ そのコンテンツにウイルスが侵入していないかのチェックは、外務省側でしているのか。 ○ 例えば、昨今の中東情勢のような危機にて、『たびレジ』に登録していたので安全に退避できた、という効果があった場合、それを更にアピールしていくということもInstagramではなされるのか。 ○ フォロワー数やアクセス数の目標値は設定されているか。 ○ 本件はKPI（重要業績評価指標）を設定して成果を見ていくことになじむ事業であり、実際に成果が出た場合にアピールすることが重要であると思料する。そのため、本委託は事業者の成果として見るには、半年というのは短いと思料するが如何か。 ○ 委託者が着実に成果を上げていくという状況を実現するに当たり、長い目で見ていく試みが必要であると思料する。	● 幾つか企画競争のテーマを出し、どのようなアプローチで発信の企画や広告出稿がなされるかという要素を見ながら審査を行った。 ● 後者である。外務省アカウントを使用し、そこにコンテンツを入れて発信する形式で行った。 ● 然り。投稿前に、投稿内容とデザイン含め確認が上がって来るので、それを確認後に投稿する。 ● 然り。『たびレジ』のInstagramアカウントを開設したのは直近であり、当委託以前はフォロワーが2, 000人程であったが、委託後現在は8, 000人まで伸びている。中東情勢の情報を発信した際は8, 300回の視聴数があったのだが、アクセス元のメインは日本であるものの、バーレーンやアラブ首長国連邦といった現地に留まっている方々のアクセスが非常に多かった。そういう観点からも、情勢に巻き込まれた日本人の方々には、僅かながらお役に立てたのではないかと思料する。 ● アカウント開設当初、フォロワーは2, 000人であったので、5, 000人を目標にしたが、現時点では8, 000人となっている。 ● 年間を通じて委託することも検討しているが、本件事業は今回初めてであるため取りかかりに時間を要し、10月頃から試験的に運用した。 ● 今年度は早めに着手して進めていきたいと考える。
⑥－４４：「領事ポータル在留邦人管理機能及び海外安全HP等の改修」業務委嘱 ○ 契約概要を拝見したところ、複数の機能が独立した仕様となっていることから、同一情報が重複して管理され、いろいろ手間が掛かったとのことだが、具体的にはどういう現象が起きていたのか。	● 元々個別にシステムが立っていた「海外安全ホームページ」「在外メールマガジン」「たびレジ」「オンライン在留届」について、2016年に領事ポータルとして入札し事業者を選定した上で、基盤を一つにした。2018年に運用開始したが、まとまりきれておらずシステム毎に別々に動いていることが見えた。今回は横断的に情報を使えるような形にした。

委員	外務省
○ 今回は元々基盤を作成した本契約事業者以外の発注は難しい状況であったと思料するが、作業の費用を妥当なものに抑えるために、過去の作業や別プロジェクトの比較情報のようなものは収集・検討されたか。 ○ 契約金額は交渉を経て下がっているのか、それとも提案通りなのか。 ○ 元々予算が決まっていて、その金額内でできるだけの作業を依頼したのか。 ○ 本契約事業者は、領事局でどのくらい受注しているのか。 ○ 本契約事業者はほかの外務省案件は受注しているのか。 ○ 随意契約の理由が「本件サービスの提供が可能な者は、当該システムの構築者である本契約の相手方の他になく、他に競争をゆるさなため（会計法第29条の3第4項）」とあり、1案件毎に精査するのは大事なことではあるが、外務省のシステム関係契約の全体像が見えにくい。特に本件のようなシステムで一般的にロックインの可能性があるものに関しては、審議のあり方を検討いただきたい。 ○ 本契約事業者は従来上場企業だったが、昨年外資系の投資ファンドに買収され、非公開化している。本件については、同事業者が基盤を作成したので、ここに依頼することが一番簡単であるが、過去の案件を見ると、新システムを入れる際、現行システムを行っている事業者でないとわからない、あるいは事実上そこしか落札ができないというようなケースが散見していて、どこかの段階で大幅に領事ポータルに入れ替え等があるかと思料するが、その際に安易に現行システムの契約事業者にならないようにして欲しい。それと、外資系ファンドによる買収についても、セキュリティ上、経済安全保障の関係で厳しく見られるようになってきたのを踏まえ、外務省として中長期的に委託先が外資系になった場合にはどうするのか考えていただきたい。この点について、現行の入札手続ではほとんど考慮ができていないという理解である。特に外務省のような事案を扱っている省庁は、何らかの手立てを講じる必要があると思料するが、その辺りについてどのようにお考えか。	● 然り。今回のシステムについては、立ち上げ以来個別に動いていたということがあり、得られた効果やかかった費用の実績は蓄積されている。それをベースに見積内容を精査するとともに、デジタル庁から派遣されているアドバイザーも会議に同席するという形で最終的な確認をしている。 ● 予算の制約がある中で、最大限パフォーマンスを発揮できるような形で精査をした。 ● 然り。どうしても予算超過になる場合は先送りし、精査をした上で仕様を固めた。 ● インターネットにつながっているプラットフォームは一括して本契約事業者がクラウド上で構築することを担っている。 ● 外務省ホームページの保守を受注していると承知。 ● 今後の審議の改善について改めて検討する。 ● 仕様書の中で一定程度防止措置を講じてきたが、通常の政府調達ルールに則った形では規制できない。外務省内では、現行の契約の中で情報通信系については、スコープを狭めて精査しているが、警戒すべき対象の領域がどんどん広がっているので追いついていない。外務省だけではできない部分もあり、政府全体の問題である。その辺りの問題意識は持っており、何ができるか検討していきたい所存。

委員	外務省
○ 仕様で縛るのは、会計法等の制限があるので自由自在にできないであろうから、もし買収された場合に解除事由にする等、事後的であっても対策を打つ方法があるのではないかと思料するが、契約等の内容は合意があれば外務省の判断で変えられるものなのか。 ○ 株主等支配権限がある議決権の過半数を有するものや代表者が交代した際には、契約解除事由にすることもよくあることなので、一つの対策として検討しては如何か。 ○ ひな形に入ったからといって解除しなければならない訳ではないので、選択肢としてはあると思料する。	● 契約内容については、会計法の中で必ず決めなければならないことはあるが、それ以外のものについては、必要により法律事務所等に個別に照会して中身を確認してもらい、ひな形を作成している。それと、事業者によっては内容について個別の交渉があるが、まずひな形を確定させてそれに基づいて契約手続をしている。 ● 今のところ、そこは契約書のひな形には入っていないので、検討する。 ● 貴重なご意見に感謝する。
⑥－１：「次期人事給与業務システム運用保守」業務委嘱 ○ 本件は一般競争入札を検討したが、不落となり、随意契約を行うこととなったのか。 ○ 人事給与業務システムを構築した事業者以外に、本運用保守を依頼することは難しいということか。その場合、契約金額について、合理的な範囲に抑えるような工夫を情報化統括責任者（ＣＩＯ）等の助言を得ながら交渉したということか。 ○ 保守費用や作業工数等は、外務省内の別のプロジェクトと比較検討したか。 ○ デジタル統括アドバイザーの知見というのは、感覚的なものではなく、一般的な費用や工数についても知見を有しているのか。	● 一般競争入札の実施に必要な調達仕様の策定にあたっては、策定方法の一つとしてデジタル庁が示している技術的対話という手法を採用した。複数の事業者に技術的対話への参加を募ったところ、二者の参加があった。技術的対話における大きな目的の一つは、既存のパッケージ製品をベースとして、外務省固有の機能要件をいかに実現するかであった。技術的対話を通じ調達仕様を策定したが、一般競争入札前の技術審査において、二者のうち一者は合格したものの、もう一者はパッケージ製品に対する認識が十分ではない事が判明し、審査不合格となった。その後実施した一般競争入札（総合評価落札方式）に参加した事業者は、技術審査に合格した一者のみであったが、予定価格を超過していたため、不落となった。一方で本業務を履行可能な事業者は、本事業者のみと判断し、価格の交渉の上、随意契約を行った。 ● 然り。本システムを構築した事業者以外に運用保守を依頼することは厳しく、かつ、不具合等が発生し手当が支給されない場合には法令違反となるため、安全かつ確実に履行が可能という観点から随意契約を行った。契約金額については、デジタル統括アドバイザー等にも確認の上、当課においても妥当な数字と判断した。 ● 本契約案件に関しては、比較は行っていない。一方でデジタル統括アドバイザーの知見をもって、妥当性をチェックいただいたという認識である。 ● 然り。デジタル統括アドバイザーはデジタル庁からの出向者であり、本契約と同等な案件も含め様々な知見を持っている。また、省内の情報システムの調達全てを確認いただいている。

委員	外務省
○ 外務省は在外公館に勤務している職員の手当等特殊なものもあるため、国内の官公庁と同様の給与システムをそのまま使用することはできないということか。	● 然り。国内であれば、一般的な民間パッケージで申請・計算・支払いの過程まで対応できると思料するが、外務省の在外職員の手当を定めている「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」（名称位置給与法）という法律に対応している既存のパッケージが全くない。また、本省・在外公館間、在外公館間で異動する際の手当の切替えや日割り計算などに特殊性がある。その他、外国に送金する際にも、特殊な計算方法がありそうした部分への対応等が必要となるため、国内官庁と同様の給与システムを使用することができない。
⑥－３５：「特殊保管庫用保守鍵」の購入 ○ 本件は、物理的な金庫の鍵の購入ということか。 ○ 本契約事業者と随意契約を行う理由如何。本契約事業者以外に仕様を公開するのは、セキュリティ上問題があるということか。 ○ 本契約事業者以外の事業者により依頼し、個別のものを作成してもらうことはできないのか。 ○ 特殊保管庫と鍵は、鍵の予備も含めセットで発注するものと考えるが、今回のように別々のタイミングで発注する理由如何。 ○ 今回の保守交換は、例えばアフリカ大陸やヨーロッパ大陸に、一つ、あるいは二つ以上定めるという理解か。また、保守交換の対象は大使館ということか。総領事館の場合には、不可侵権の範囲が異なるため、この点如何。	● 然り。 ● 然り。特殊保管庫自体を本契約事業者が発注し製造したため、内部仕様や錠前を含め、鍵本体についても、本契約事業者であれば問題ないと理解している。 ● 特定の錠前に対する鍵（スペアキー）となるため、錠前の構造等を予め承知していないと作成できない。 ● 特殊保管庫を発注した当初に、鍵の予備も含め発注を行ったが、今回、新たに鍵のみ追加が必要となったため個別に発注することとなった。 ● 地理的なものを踏まえ定めており、今回の交換は大使館となるが、他にも政府代表部も定めている。
⑥－５：「広報啓発用アプリ『竹島アプリ』の改修業務(最新Android端末への対応)」業務委嘱 ○ 『竹島アプリ』のダウンロード数や、利用者はどの程度あるのか。 ○ ダウンロード数はiOS版とAndroid版両方合わせた数か。また、今回改修が必要となったのは、Android対応のためと思料するが、Android版のダウンロード数はどの程度あるのか。	● 『竹島アプリ』の現在の総ダウンロード数はおよそ１万５千件程度。令和４年に現在のバージョンでのアプリの運用を開始し、運用開始後数か月で１万程度利用者が増えた。現在のダウンロード数の伸びは平均すると月間１０件程度に留まる。 ● １万５千件という数字は仰るとおり、iOS版とAndroid版の両方を合わせた数である。Android版のみのダウンロード数は約２千件である。

委員	外務省
○ その場合、iOS版の方が多いがAndroid版改定のための費用と比較し、例えば、「たびレジ」のアプリを改定した場合や、ユーチューブ、インスタグラム、外務省の公式ウェブサイト等、どの情報ツールが効果的かといった検討は行ったか。 ○ 今回の費用の妥当性については、デジタル統括アドバイザー等の意見を得て、デジタル統括アドバイザー・外務省PMO等も確認済みか。	● 今回の改修作業の実施にあたり他の広報方法への変更を含め検討は行ったものの、改修作業を行わなければアプリが年度途中（令和7年10月以降）に正常に稼働しなくなり、年間契約で運用経費も発生していることから、本改修作業を行う必要があるとの判断となった。ご指摘のとおり、より効果的な広報の在り方については引き続き検討していきたい。 ● 然り。価格及び作業過程についても、デジタル統括アドバイザーに確認を行い妥当との回答を得ている。